

# 鉄道の規格に関連する海外情報の収集・分析および発信

## 米国の鉄道関係の規則・規格体系の概要

### 1. 米国の特徴

- ① 市場経済を重視して、民間の自由な経済活動が国全体の発展に寄与するとの考えが伝統的に強い。
- ② “the United States” と称するように州と国との行政上の役割が区分され、内政については各州の自主性を尊重。

### 2. 米国の鉄道関係規則・規格体系の概念図



#### ANSIの役割

- ・ 規格開発機関の認定、各団体の規格の調整
- ・ ANSI 規格として登録
- ・ IEC、ISO の米国側窓口
- ・ 規格の開発は会員団体が担当。会員団体は、例えば：

AAR (Association of American Railroads) 米国鉄道協会、  
ASME (American Society of Mechanical Engineers) 米国機械学会、  
ASTM (American Society of Testing and Materials) 米国材料試験協会、  
AWS (American Welding Society) 米国溶接協会、  
IEEE (Institute of Electrical and Electronics Engineers) 電気/電子技術者協会、  
NFPA (National Fire Protection Association) 米国火災防護協会、等  
200以上の団体があります。

### 3. 米国連邦政府規則 : CFR (Code of Federal Regulations) の構成

前述のように、規格は民間に、そして州の規則は州政府に委ねますが、国民の **安全・健康・環境** を守るために、国としての規則が必要との認識が生まれ、更に2001年の 9.11 テロ事件以降は **セキュリティ** (安全保障) も加えて、各行政機関が規則を作成し、公示しています。これら規則をまとめたものが、**米国連邦政府規則 : CFR (Code of Federal Regulations)** です。

URL: <http://www.access.gpo.gov/nara/cfr/cfr-table-search.html>

CFR は、各行政機関別に **50 の Titles** から成り、鉄道に直接的に関係するものは、**Title 49 Transportation** であり、その中でも :

**Parts 200~299 Federal Railroad Administration, DOT (運輸省連邦鉄道局) . . . ① 州間を横断して運行する鉄道、② 州内であっても、州間を横断する鉄道 (AMTRAK、貨物鉄道、等) が使用する線路を利用する鉄道 . . . に権限を及ぼします。**

**Parts 600~699 Federal Transit Administration, DOT (運輸省連邦運輸局) . . . 全米の各都市における通勤および都市内の交通 (鉄道、バス、フェリーボート、ケーブルカー等) の発展を資金を含めて援助し、米国産品使用要求 (US Content) も規定しています。**

Parts 200 番台 の中では、下記が仕様書に、よく引用されます :

**49 CFR 213 Track safety standards (軌道に関する安全規則で、車両運行資格試験の規程も含みます。)**

**49 CFR 220 Railroad communications**

**49 CFR 223 Safety glazing standards**

- locomotives, passenger cars

and cabooses (機関車、客車、乗務員車の安全窓ガラスの規則です。)

**49 CFR 238 Passenger equipment**

**safety standards (火災、衝突対策を含む旅客用車両の安全規則で、**

**Tier I (125 mph 以下) と Tier II (125 超え~150 mph 以下) に分けて、構造要求を含む具体的な規程があります。)**



Parts 213 & 238 の最初の適用例となった  
メリーランド州向け MARC III 2階建通勤車  
1998年10月 ボルティモア・キャムデン駅にて

問合せ先

(財) 鉄道総合技術研究所 鉄道国際規格センター

〒151-8578 東京都渋谷区代々木2-2-2 JR東日本本社ビル7階

電話 NTT03-5334-0420 JR058-2276, 2277